

令和5年6月 改訂

# せいかつほご 生活保護のしおり

～ せいかつ こま かた そうだん  
生活にお困りの方はどなたでも まずはご相談ください。 ～



～ せいかつほご しんせい こくみん けんり  
生活保護の申請は国民の権利です ～

おおつしふくしじむしょ  
**大津市福祉事務所**  
(おおつしやくしょ せいかつふくしき)  
〒520-8575 大津市御陵町3番1号  
(電話) 077-528-2743・2744 (直通)  
077-523-1234 (市役所代表)

# もくじ

ページ

せいかつほご 生活保護について ······	1
せいかつほご 生活保護の利用まで ······ せいかつほこ りよう 生活保護を利用いただくまでの流れ（相談、申請、訪問・調査、決定・ りよう せいかつほこ ふじよ 利用）、生活保護の8つの扶助などについて	1
せいかつほご りよう かた けんり 生活保護を利用する方の権利 ······ せいかつほご りよう けんり けんめん めんじょ せいど 生活保護を利用されたときの権利、減免や免除の制度などについて	7
せいかつほご りようちゅう まも 生活保護利用中に守っていただくこと ······ せいかつほこ りようちゅう まも ほこひ へんかん ぱっそく 生活保護をご利用中に守っていただくこと、保護費の返還・罰則などにつ いて	8
じりつしえん 自立支援について ······ じりつしえん とくく しょうかい 自立支援にむけた取り組みのご紹介	10

## せいかつほ ご 生活保護について

日本国憲法第25条に「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められています。これを「生存権」といい、基本的人権のひとつです。

私たちの一生涯には、病気、けが、失業のほか、家族が亡くなったり、さまざまな事情のために成りたなくなることもあります。

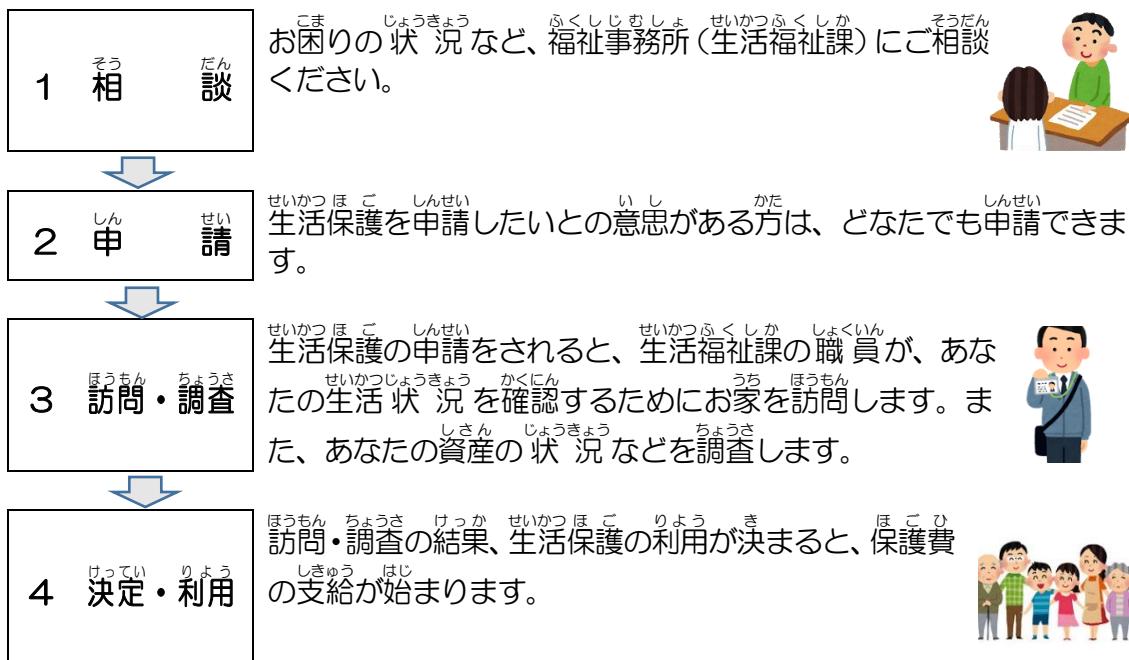
生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が必要な保護と健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送ることができるように支援する制度です。

生活保護を必要とする可能性はどなたにでもあるものですので、お困りの場合は、ためらわずに相談ください。

## せいかつほ ご りょう 生活保護の利用まで

生活にお困りの方は、ご遠慮なく、まずは福祉事務所（生活福祉課）にご相談ください。生活保護の利用を含め、問題解決のためにご協力します。また、相談された内容についての秘密は守ります。

生活保護の利用には、次の手続きをとります。



※ それでは、この流れについて詳しく説明します。

## 1 相談

生活に困った、生活保護を利用できないかと思ったら、福祉事務所（生活福祉課）に相談してください。（※ 電話での相談もできます。）  
相談では、面接相談員があなたの抱えている問題を丁寧にお聞きします。また、あなたの生活状況や資産状況、ご親族との交流状況などを確認させていただきます。  
また、生活保護制度について説明をお聞きになって、生活保護の利用が必要なときは申請をしてください。



## 2 申請

生活保護を利用するには、ご本人の意思による申請（※1）が必要です。  
また、申請に伴い、調査にあたって必要な書類や資料など（※2）をお願いする場合があります。これらを提示・持参いただくと手続きがスムーズに進みます。

### ※1 ご本人の意思による申請

事情により、ご本人が申請することができない場合は、親族などが代理で申請することもできます。また、個別の事情により、口頭での申請が認められる場合もあります。



### ※2 必要な書類や資料など

健康保険証、介護保険証、年金証書、直近3か月の給与明細書、家屋賃貸借契約書、預貯金通帳、生命保険証書、マイナンバーカード（もしくはマイナンバー通知カード）、車検証、母子健康手帳、障害者手帳（身体・精神）、療育手帳、特別永住者証明書、在留カード、外国人登録証明書など



### 3 訪問・調査

ケースワーカー（生活福祉課の職員）が、家庭訪問による実態調査のほか預貯金や扶養義務者などに関する調査をします。

<p>のうりょく かつよう <b>(1) 能力の活用について</b></p> 	<p>はたら のうりょく かた のうりょく おう はたら 働く能力がある方は、その能力に応じて働いてください。</p> <p>こうれい びょうき しょうがい りゆう はたら かた びょうき ちりょう ※高齢、病気や障害などの理由で働けない方は、病気の治療 もんたいかいつけ ゆうせん など、その問題解決を優先します。</p>
<p>しさん かつよう <b>(2) 資産の活用について</b></p>	<p>せいかつほ ご しんせい ぎんこう せいめいほけんがいしゃ しさん 生活保護を申請されると、銀行や生命保険会社などに資産 ちょうさ 調査を行います。</p> <p>よちょきん せいめいほけん じどうしゃ とちかおく こうか 預貯金、生命保険、自動車、土地家屋、高価 ききんぞく かつよう ぱいきゅく かのう しさん な貴金属など活用や売却が可能な資産は、 げんぞく ぱいきゅく せいかつ 原則として売却などして生活費にあててい ただきます。</p> <p>かいやくへんれいきん しょうがく せいめいほけん しょうがいしゃ つういん ひつよう ※ただし、解約返戻金が少額な生命保険、障害者が通院に必要 いってい ようけん み じどうしゃ ほゆう みと とするなど一定の要件を満たした自動車など保有が認められる はあい そうだん 場合もありますので、ご相談ください。</p> <p>さいいじょう こうれいいやせたい ひょうかがく まんえんいじょう ※また、65歳以上の高齢者世帯で評価額が500万円以上の きょじゅうようふどうさん ほゆう かた ようほこしゃせたい む ふどうさん 居住用不動産を保有している方は、「要保護者世帯向け不動産 たんほがたせいかつきん かしきせいど そうだん 担保型生活資金」貸付制度をご相談ください。 (この制度ご利用の場合、そのままご自宅にお住みいただけます。)</p>
<p>ふよう かひ <b>(3) 扶養の可否について</b></p> 	<p>みんぼうじょう ふよう ぎ む かた ふうふ おや こ きょうだいしまい 民法上の扶養義務のある方（夫婦、親、子、兄弟姉妹 えんじょう う はあい えんじょう う など）から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。</p> <p>しんぞく ふよう かのう はんい えんじょ おこなう えんじょ ※親族の扶養は可能な範囲で援助を行うものです。援助できる しんぞく せいかつほ ご りよう 親族がいることによって、生活保護を利用できないということでは はありません。</p> <p>ふよう ぎ む かた つぎ とくべつ じじょう ばあい しょうかい ※扶養義務のある方が、次のような特別の事情がある場合は照会を みあ はいりよ 見合わせるなどの配慮をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• DV（家庭内暴力）や虐待等</li> <li>• 生活保護受給者、社会福祉施設入所者、長期入院患者</li> <li>• 未成年者や概ね70歳以上の高齢者</li> <li>• 主たる生計維持者でない非稼動者（主婦など）</li> <li>• また、約10年以上音信不通で交流が断絶していると福祉事務所 が判断した場合なども同様です。（ご相談ください。）</li> </ul>

<p><b>(4) 他制度活用について</b></p>	<p>生活保護以外に、年金、児童扶養手当、傷病手当金、失業給付金などの他の法律や制度で活用できるものがあれば優先して活用していただきます。</p> 
<p><b>(5) 原則として生活保護を利用できない方</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力団員の方</li> <li>過去に年金担保貸付を利用するとともに、生活保護を利用し、生活保護を廃止となった後に、再び年金担保貸付を利用した方</li> </ul>



## 4 決定・利用

### (1) 決定

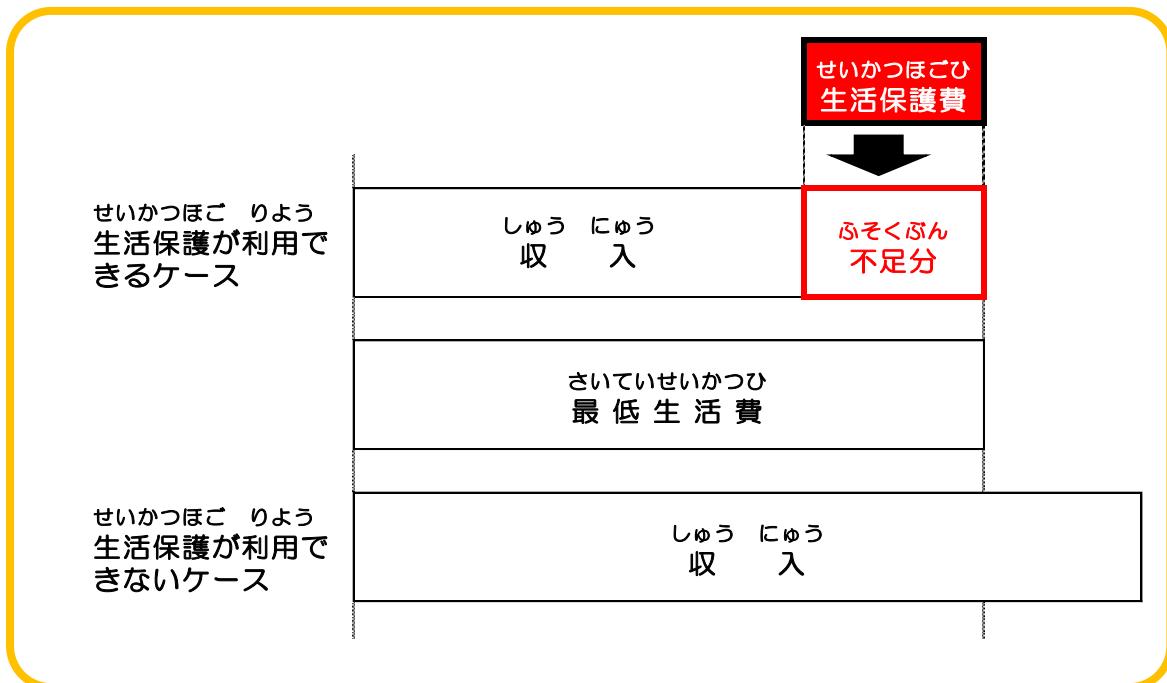
さまざまな調査をしたあと、生活保護の利用ができるかどうかの審査を行います。審査にあたっては、生活費や住居費、医療費などで算定される最低生活費（世帯単位）と世帯の収入（給料、年金、各種手当、養育費なども含みます。）を比較して判定します。

下図のように、最低生活費に対して、世帯の収入が不足する場合は生活保護を利用し、不足部分を補います。また、世帯の収入が最低生活費を超える場合には、生活保護の利用はできません。

生活保護が適用された場合、働いて得た収入は、基礎控除や社会保険料・交通費などの必要経費の控除が認められることから、結果的に手元に残るお金が増え、生活の向上につながる仕組みになっています。

※生活保護費は、世帯員の年齢や人数、その世帯の収入額、冬季の暖房費、家賃額などで決定されますので、常に一定のものではありません。





## (2) 結果通知

結果通知は、申請した日の翌日を1日目として、原則14日以内に行います。(特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で30日以内)  
 生活保護が利用できる場合は「保護決定通知書」を交付し、お知らせします。  
 生活保護を利用できない場合は「保護申請却下通知書」を交付し、却下(利用できない)理由をお知らせします。



## (3) 利用開始(生活保護が始まったら…)

生活保護の利用が決定した方には、担当するケースワーカー(生活福祉課の職員)が自立に向けて支援を行っていきます。また、生活保護には、8つの扶助があり、世帯の生活の必要に応じて受けることができます。

## ①生活扶助

衣食、光熱水費など日常生活に必要な費用が、世帯の人数、個人の年齢などから算定されます。



## ⑤介護扶助

介護認定を受けている方が、介護サービスを受ける際の1割の自己負担分が支給されます（現物支給）。



## ②住宅扶助

家賃、地代などの費用が定められた限度額内で支給されます。



## ⑥出産扶助

出産にかかる費用について、限度額内で支給されます。



## ③教育扶助

子どもさんが義務教育を受けるための学用品、給食費など最低限必要な経費が支給されます。



## ⑦生業扶助

高等学校にかかる費用や就職するため必要となる技能、資格取得にかかる費用が支給されます。



## ④医療扶助

医療費は、保険適用内のものについては、自己負担は発生しません。（現物支給）。また、治療材料や施術なども要件に当てはまる場合は支給可能なものもあります。



## ⑧葬祭扶助

世帯員が亡くなった際に必要な葬儀費用などについて、限度額内で支給されます。



生活保護には、衣食等の経済的に毎月必要となる最低生活費のほか、臨時に必要な支出に応じた一時扶助があります。支給には一定の条件や限度額がありますので、すべて支給されるとは限りません。事前に担当のケースワーカーにご相談のうえで手続きをしてください。

### (一時扶助の例)

- ・通院移送費（通院に必要なバス・電車等、医師が必要と認めた場合はタクシー等も可）
- ・治療材料費（メガネ・コルセット等）
- ・保護開始時において、必要な家具什器（炊事用具や食器等）がない場合
- ・入学準備金（小中学校、高等学校の入学準備に必要な費用）、通学費用
- ・住宅の更新料

など

### 保護費の支給方法

口座振替または福祉事務所の窓口で支給します。

#### ① 每月の保護費

保護費は、原則として毎月4日（4日が市役所の閉庁日の場合は、その直前の開庁日（平日）が支給日となります。

#### ② 臨時の保護費

最初の保護費や一時扶助などについては、翌月分の保護費に合わせて支給するか、臨時に支給することもできます。

## 生活保護を利用する方の権利

1 正当な理由なく、すでに決定された保護を止められたり、保護費を減らされたりすることはできません。

2 保護費として支給したお金や品物には税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはできません。

### ※審査請求等

福祉事務所からの決定などに疑問があるときは、説明を求めてください。

それでもなお納得がいかないときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事もしくは大津市長に対して審査請求をすることができます。

また、次のものについて、減免や免除を受けることができます。所定の手続きが必要ですので、ケースワーカーまで申し出てください。

(例)  ONHK受信料  固定資産税  市県民税  国民年金保険料 (法定免除)  
 心身障害者扶養年金掛金  保育料 (保育園、幼稚園)

この他にも、基本健康診査、各種がん検診など無料で受診できるものがあります。

対象となる基本健康診査や乳幼児健診等の「検(健)診」は大津市保健所健康推進課(528-2748)、「予防接種」は大津市保健所保健予防課(522-7228)までお問い合わせください。

## 生活保護利用中に守っていただくこと

1 それぞれの能力に応じて収入を上げることができる人は最善をつくし、生活の維持向上に努めてください。

2 病気の人は、医者の指示に従って治療に専念してください。高齢などの理由で働けない人以外は、働くようになったら、働いて収入を得ることができるよう努めてください。



3 毎日の支出については、計画的な生活をするように心がけてください。  
住宅の家賃、給食費や教材費などの学校納入金は、それぞれの使途のために支給していますので、滞納などがないようにしてください。代理納付として福祉事務所が債権者に直接振込みを行なうこともできます。

4 指導・指示に従ってください。

福祉事務所やケースワーカーから、生活保護の目的の達成に必要な指示や指導を受けたときは、これに従ってください。



5 生活状況に変化があったときは、必ず届け出してください。

### ●届出が必要なもの

#### 世帯状況に変化があったとき(例)

- ・住所が変わるとき(転居などについては必ず事前に相談をしてください。)
- ・家族に変化がある(あった)とき(出生、死亡、転入転出、入退学、休学、卒業、入退院、事故、結婚など)
- ・就職や離職したとき
- ・健康保険の資格を取得や喪失したとき
- ・帰省などで家を長期間留守にするとき
- ・生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき
- ・家賃・地代が変更されるとき
- ・その他生活状況に大きな変化があったとき



## 収入に変化があったとき（例）

- ・毎月の給与を受け取ったとき、また、賞与 収入があつたとき
- ・年金などの公的手当があつたとき
- ・生命保険の院給付金や解約返戻金があつたとき
- ・交通事故の慰謝料、補償金などがあつたとき
- ・債務整理（個人の借金を整理すること）による過払金があつたとき
- ・不動産など資産の売却益があつたとき
- ・相続、養育費、仕送りなどの収入・援助があつたとき



※上記は一部の例です。収入はあらゆるものについての申告が必要です。

収入申告を適正に行えば、次のような控除（\*）や、収入として認定しない取り扱いができます。

（\*）控除⇒収入から除かれる（差し引かれる）ことです。控除された分は手元に残ることになります。

就労収入に対する控除	
①基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
②20歳未満控除	20歳未満の方が就労した場合、基礎控除のほかに一定額が控除されます。
③その他必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
高校生のアルバイト収入～事前の相談と早めの収入申告を！～	
事前にご相談のあった高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取り扱いができる場合があります。	

※その他、自立更生のために充てられると認められるものについても、収入として認定しない取り扱いができる場合もあります。

## ◎保護費の返還・罰則

これらの届出を怠ったり、偽りの届出をしたときは、不正に受けた保護費の返還を求めたり、罰せられたりすることがあります。

# 自立支援について

あなたの世帯の自立支援に向けて、次のような取り組みを行っています。このほかにも  
と取り組んでいるものがありますので、ケースワーカーにご相談ください。

## 1 相談支援

ケースワーカーは、受給者世帯の自立支援を行います。  
自立に向けてチャレンジしたこと、不安なこと、ちょっと聞いてみたいこと、生活  
リズムをつけたいなど、一緒に考えて行きます。

## 2 債務整理プログラム

債務整理等の必要がある場合など、相談に応じながら具体的な事務手続きなど、ケー  
スワーカーと専門の支援員がお手伝いします。

## 3 就労支援プログラム

どうやって仕事を探したらいいのか、どんな仕事が合っているのかなどのご相談と  
仕事探しのお手伝いをケースワーカーと専門の支援員が行います。

## 4 中3学習会（中学3年生に対する高校進学支援）

将来の進路のために、義務教育の修了を前にした中学3年生を主な対象者と  
して、高校進学に向けての学習支援などを行います。

@@ メモ @@

---

---

---

---

---

---

---

◎ケースワーカー（地区担当員）は、\_\_\_\_\_です。

福祉事務所の職員として、生活保護の決定のために必要な調査をしたり、保護を正しく行うため、家庭訪問などにより、生活の状況を聞いたりするだけでなく、生活保護を利用される方のお困りごとの解決や自立を目指すために必要なことを一緒に考え、手助けを行います。  
生活保護のことでわからないこと、迷ったことがあれば、遠慮なく相談してください。  
個人の秘密は固く守ります。



◎民生委員（児童委員）

各地域には、福祉事務所と協力関係にある民生委員がいます。社会福祉全般（生活保護、児童、母子、父子、高齢者、介護など）にわたって、ご相談ください。  
個人の秘密は固く守ります。

あなたの地域の民生委員（児童委員）は\_\_\_\_\_さんです。

ところ：\_\_\_\_\_

でんわ：\_\_\_\_\_

おおつしふくしじむしょせいかつふくしか  
大津市福祉事務所生活福祉課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号  
(電話) 077-528-2743・2744 (直通)  
077-523-1234 (市役所代表)